

フロン回収・破壊法の改正に関するお知らせ

フロン回収・破壊法が改正され、平成 27 年 4 月にフロン排出抑制法が施行されます。

第一種フロン類回収業者に関する主な改正点

●第一種フロン類充填回収業者の登録

- ・知事の登録を受けた「第一種フロン類充填回収業者」のみ、機器にフロン類を充填できます。
- ・現在、「第一種フロン類回収業」の登録を受けている方は、「第一種フロン類充填回収業者」に自動移行されるため、再申請は不要です。

●充填に関する基準の創設

- ・充填前の確認（機器の記録簿、機器からのフロン類の漏えいの有無の確認等）が必要です。
- ・機器の修理後にフロン類を充填することが原則となります。
- ・充填しようとするフロン類の種類（冷媒番号）が機器に適合していることを確認しなければなりません。
- ・適正にフロン類を充填し大気中に放出されないような措置を講ずることが必要です。
- ・フロン類の充填方法等について、十分な知見を有する者が充填するか立会いが必要です。

●回収量に加えて充填量も記録し、年度ごとに知事に報告

- ・充填記録（新規設置・修理ごとに充填したフロン類の種類・量・第一種特定製品の台数等）の作成・保存が義務付けられました。
- ・回収記録（回収したフロン類の種類・量・第一種特定製品の台数・引渡先等）の作成・保存が義務付けられています。
- ・年度終了後 45 日以内に、前年度の充填量・回収量を知事に報告する必要があります。
※平成 27 年度分の回収量の報告から充填量の報告が追加されます。

●回収したフロン類の引渡義務

- ・回収したフロン類は、「破壊許可業者」、「再生許可業者」又は「規則第 49 条認定業者（旧：規則 7 条認定業者）」への引渡義務があります。
※平成 27 年 4 月以降、許可を有しない「再利用する者」への引渡しはできません。

●引取証明書に加えて、充填・回収証明書、再生証明書、破壊証明書の導入

- ・整備時にフロン類を充填・回収したときは、充填・回収証明書を発行し、機器管理者等へ交付することが義務付けられました。
- ・機器を廃棄したときは、引取証明書を発行し、機器管理者等へ交付することが義務付けられています。
- ・回収したフロン類が再生（破壊）されたときは、再生（破壊）業者が発行した再生（破壊）証明書を、機器管理者等へ回付することが義務付けられました。